

## 第 29 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 12 月 25 日 (木) 午前 9 時 27 分から 9 時 50 分  
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

### 3. 出席委員

会長	12 番	石堂 かよ子		
会長職務代理者	11 番	牛野 進一郎		
農業委員	1 番	久保田 力雄	3 番	高田 真盛
	4 番	黒木 りか	7 番	寺内 秀昭
	9 番	原 雅喜		

### 農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	浦口 啓一郎	口.	片板 大作
ハ.	上妻 亜紀	二.	崎田 善昭

### 4. 欠席委員

農業委員	2 番	砂坂 浩一郎	5 番	小山 幸良
	6 番	中之薗 堅二郎	8 番	福 富久

### 農地利用最適化推進委員（順不同）

ホ.	小脇 尚武	ヘ.	野里 一則
ト.	雨田 俊哉	チ.	原田 晃生

### 5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項及び第 4 項の規定による令和 7 年度第 21 号農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しないことの判断について

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	才川 いずみ
農地振興係長	中峯 智恵美
農地集積支援員	牛野 学

## 7. 会議の概要

- 議長 これより、第 29 回 農業委員会定例総会を開会いたします。
- 議長 日程第 1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。  
(「はい。」の声あり。)
- 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 4 番 黒木りか委員、7 番 寺内秀昭委員を指名します。
- 議長 日程第 2、(議案協議) 議案第 1 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項及び第 4 項の規定による令和 7 年度第 21 号農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について、を議題にします。
- 議長 それでは、事務局より議案第 1 号の説明をお願いします。
- 事務局 資料の 2 ページをお開きください。  
議案第 1 号は、農用地利用集積等促進計画（案）の承認についてです。農用地利用集積等促進計画、農地中間管理権 35 件を定めたいので、承認を求めるものです。  
資料の 3 ページをご覧ください。  
農地中間管理事業による利用権の設定、総括表になります。  
存続期間は令和 8 年 2 月 28 日から令和 13 年 2 月 27 日までの 5 年間が 3 件、令和 8 年 2 月 28 日から令和 18 年 2 月 27 日までの 10 年間が 32 件で、利用権を設定する者は 33 名、設定を受ける者は 14 名です。  
資料は 4 ページをお開きください、内訳書です。  
今回の促進計画の内訳ですが、現在、○○△△◇◇地区の基盤整備事業実施に伴い、農地中間管理事業を活用した集積に取り組んでおり、35 件のうち 31 件はこれに該当するものです。この 31 件については地籍調査後の登記が済んでいない農地が多く、字絵図では周囲の状況等確認がしづらいため、図面を添付しておりませんのでご了承ください。また、件数も多いことから、4 ページの 3 件のみ読み上げますので、その他の 32 件についてはお目通しをお願いします。  
整理番号 1 番、南種子町○○××番地、A・89 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、B・64 歳が耕作者です。土地の所在は○○字▽▽××番ほか 13 筆、地目は田及び畑、面積は 14 筆合計●●m<sup>2</sup>で水稻・甘藷を耕作します。権利の種類は使用貸借権、期間は 10 年の新規設定です。  
整理番号 2 番、南種子町○○××番地、B・64 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、B・64 歳が耕作者です。土地の所在は○○字▽▽××番ほか 3 筆、地目はすべて田、面積は 4 筆合計●●m<sup>2</sup>で水稻を耕作します。権利の種類は使用貸借権、期間は 10 年の新規設定です。  
整理番号 3 番、鹿児島市○○××番地、C・59 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、B・64 歳が耕作者です。土地の所在は○○字▽▽××番ほか 1 筆、地目は田、面積は 1 筆合計●●m<sup>2</sup>で水稻を耕作します。権利の種類は使用貸借権、期間は 10 年の新規設定です。

▽××番ほか4筆、地目はすべて田、面積は5筆合計●●m<sup>2</sup>で水稻を耕作します。賃借料は年〇〇円で口座振込、期間は10年の新規設定です。

賃借権及び使用貸借権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積等促進計画についての承認を求めます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(「はい。」の声あり)

議長 9番委員。

教えてほしいのですが、貸人、借人が同じ場合は事業としてよろしいですか。

事務局 そういうことになります。

議長 ほかにございませんか。  
(「はい。」の声あり)

議長 二推進委員。

二推進委員 はい、借受人がDのものが多いんですけど。賃借料の設定にはばらつきがあるのは本人たち同士によるものですか。

事務局 金額については、出し手と借り手双方の話し合いによるもので、農地も条件もそれ違いますので、問題はありません。金額の設定にはばらつきがあります。

二推進委員 分かりました。

議長 ほかにございませんか。  
(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号について、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成のようですので、本案は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長 続きまして議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、  
譲渡人：E、譲受人：F 外2件を議題にします。

それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いします。

事務局 資料の23ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について審査を求めるもので、所有権移転が3件です。

資料を読み上げます。

整理番号 1 番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 E。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 F です。

土地の所在が〇〇字▽▽××番ほか 2 筆、地目はすべて畠、地積は 3 筆  
合計で●●m<sup>2</sup> です。

所有権移転で売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、24 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条  
第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。  
参考資料は 27 ページから添付しております。

整理番号 2 番。譲渡人が、中種子町〇〇××番地 G。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 H です。

土地の所在が〇〇字▽▽××番、地目は畠、地積は●●m<sup>2</sup> です。

所有権移転で贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、25 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条  
第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。  
参考資料は 31 ページから添付しております。

整理番号 3 番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 I。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 J です。

土地の所在が〇〇字▽▽××番ほか 1 筆、地目はすべて畠、地積は 2 筆  
合計で●●m<sup>2</sup> です。

所有権移転で売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、26 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条  
第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。  
参考資料は 35 ページから添付しております。

以上 3 件については 12 月 10 日の現地調査により耕作等について確認し  
ております。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号 1 番、3 番については 6 番委員が欠席ですので、事務局より説  
明をお願いします。

事務局 整理番号 1 番、譲受人の F さんはヘルパーとして働きながら、父とともに  
牧場を営んでおります。今回申請する土地の近隣に牧場があるため、当  
該土地を買い受け放牧地として利用する予定としています。周囲には電気  
柵を設置し、周辺農地に支障が無いよう対策をすることです。

整理番号 3 番、申請農地は譲渡人の I さんが相続したもので、以前から  
譲受人の J さんが借り受け、牧草を耕作しておりました。今回、I さんか  
らの依頼を受けて申請に至ったとのことです。許可後も引き続き牧草を耕  
作することですので、特段問題はないものと考えます。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 次に、整理番号 2 番については、3 番委員にお願いします。  
3 番委員 謙渡人と譲受人の関係については、親戚関係にある方で、Hさんについては、大々的に農業をやっている方でございます。以前からこの土地を耕作していましたが、相手方から贈与の申し出があり、今回名義変更することになりました。これからも利用されますので問題はないものと思います。以上です。

議長 以上で説明を終わります。これから質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第 2 号の採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)

全員賛成のようですので、本案は原案のとおり、許可することに決定しました。

議長 続きまして、議案第 3 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しないことの判断について、対象地 ○○・△△地内 13 筆を議題にします。

それでは、事務局より議案第 3 号の説明をお願いします。

事務局 資料の 40 ページをお開きください。

議案第 3 号は、農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しないことの判断についてです。

次の土地は現地調査の結果、農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しないもので議決を求めるものです。

整理番号 1 番。台帳所有者が、鹿児島県熊毛郡屋久島町○○××番地 K。

土地の所在は、南種子町○○字▽▽××番の一筆で、地目は畑。地積は●●m<sup>2</sup>です。その他、田が 6 筆、畑が 6 筆、合計 13 筆。地積合計は●●m<sup>2</sup>であります。参考資料として 41 ページから現地調査の資料を添付しております。

この 13 筆につきましては、利用状況調査の結果から再生困難な農地と判断し、既に原野・山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地であります。

この件につきましては、12 月 10 日の現地調査において、会長、農地部長、月担当委員、職員で現地確認をしております。

以上で議案第 3 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しな

いことの判断についての説明を終わります。

ご審議方よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりました。

これから、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第3号の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成のようですので、本案は原案のとおり、承認することに決定しました。

議長 以上で、第29回 農業委員会定例総会の議案事項の全てを終了いたします。